

豊後大野市議会議長 衛藤 竜 哉 様

豊後大野市長 川 野 文 敏



議会報告会における市民から市に対する意見・質疑について（回答）

令和 3 年 12 月 22 日付け豊大議第 1222001 号で依頼のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1 有害鳥獣について

有害鳥獣の関係ですけれども、これは獣に対して猟友会を通じて駆除するとか、山村部はもうそんな甘いことを言ってる状況にはないということを実際共有して欲しい。もっと強力な政策をするように議会からも働きかけて欲しい。

私も今年一枚畑を、1 週間もしたら獣にやられて、もう耕作を放棄した。それともう 1 週間、放っておけば農道さえイノシシに掘り返されて、もう車が行けなくなるような状況にある。そのくらいひどいということ、議会も執行部も認識して、強力な体制をとってもらいたい。

（回答）

野生鳥獣による農作物被害は全国的な問題となっており、各自治体では、有害鳥獣対策として「捕獲・防護・環境管理」の 3 つを中心に対策を講じています。

本市におきましても、鳥獣被害の厳しい現状を踏まえ、「捕獲対策」「被害防止対策」「集落環境対策」を柱に豊後大野市猟友会や豊後大野市鳥獣被害対策協議会と連携を図りながら取組を進めているところです。

まず、「捕獲対策」では、豊後大野市猟友会の協力の下、シカやイノシシ、サルなどの捕獲に対し補助するとともに、豊後大野市鳥獣被害対策協議会が、捕獲わなの購入や狩猟免許取得者への初心者講習会費用に対し補助を行っています。

また、「被害防止対策」では、電気柵や防護柵、防護ネット、ワイヤーメッシュ柵、支柱の設置に対し補助するとともに、豊後大野市鳥獣被害対策協議会が、緩衝帯整備事業や防護柵設置事業を実施しています。

そして、「集落環境対策」では、住民が主体となって鳥獣を寄せ付けない集落づくりや意識づくりが必要であることから、生ごみを畑に放置しない、収穫しないような柿・ビワ等の木を伐採する、稲刈り後に生えてくる二番穂を早めに耕起するなどの対策を市ホームページに掲載し、鳥獣が住みにくい集落づくりを推進しています。

いずれにいたしましても、鳥獣被害は、営農意欲の減退や耕作放棄地・離農の増加等をもたらすものであることから、今後も引き続き、より効果的な対策を模索しながら有害鳥獣対策に取り組んでまいります。

2 支障木の伐採について

支障木は豊後大野市あるいは全国的な方々の生活に関係することだと思っていきたい。市道や県道、空き家の庭木も交通の障がいになっている。

今までは、民法 233 条の規定で簡単に切れなかったが、今回改正が行われ、3 項目に所有者の許可がなくても、その理由があれば切れるというふうになっている。だからこれを、市道とか県道とか、あるいはその庭木の木も伐採できるように、全国に先駆けて条例なりを定めて欲しい。

(回答)

支障木の伐採につきましては、基本的に所有者の方が処理すべきものと考えており、市ホームページにおいて道路上に張り出している樹木の伐採をお願いをしています。

また、令和元年度に地域交通の安全確保を図ることを目的として、市道の支障木伐採に係る経費を補助する制度を創設し、自治会の協力を得ながら支障木の処理を進めているところです。

民法第 233 条の「竹木の枝の切除及び根の切取り」につきましては、昨年 4 月に改正され、越境された側での切除が可能なルールが導入されていますので、今後、法が施行されましたら、法の趣旨に則り適切に対応してまいりたいと考えております。